

第3次西宮市行財政改善実施計画のあらまし

問合せは行財政改善グループ
(0798・35・3399)へ

市が赤字再建団体になると、サービス水準の切下げや公共施設の統廃合・民営化・廃止などにより、市の独自性による自治体運営ができなくなります。そこで、第3次西宮市行財政改善実施計画を着実に実施し、実質収支の赤字額が本市の赤字再建団体の指定要件とされる約178億円を下回るようにします。

市長をはじめ特別職の報酬、職員の人件費など内部管理経費を平成17年度から削減する(全体目標額の約60%)
市民サービスに直接関わるものは、サービス低下を極力抑え、主に平成18年度から実施する(全体目標額の約10%)

市単独扶助費の見直し
：他都市のサービス水準との均衡を考慮しつつ市単独扶助費を縮小・廃止する
民間委託の推進：効率
的な市民サービスの提供と経費削減のため、民間委託を推進する
使用料・手数料等の改定等：受益の程度に応じた負担の公平化・適正化を図る

減免制度を見直す
り方について基本方針を定める
遊休市有地の売却：具体的な利用計画が未定の市有地を整理・集約し、順次売却する
市税 国民健康保険料等の収納・滞納対策：収納体制の強化などにより、滞納額を縮小する

公営企業の経営改善
目標額約6億円
中央病院事業の経営改善：現在取り組んでいる経営改善を着実に推進
水道事業の経営改善：現在取り組んでいる経営改善を着実に推進

主な取り組み内容

第3次西宮市行財政改善実施計画の主な取り組み内容は次のとおりです。これらを実施した場合、平成17年度当初予算を反映した財政収支試算表との比較は下表のとおりになります。
なお、不足する財源は、18年度以降に実施予定の取り組みの目標額設定、第3次西宮市総合計画の実施計画における事業の見直し、予算のより厳格な執行管理などで解消に努めます。

人事・組織の見直し

目標額約96億円

特別職の報酬等の減額
：市長20%、助役15%、議員5%など特別職の報酬等を減額する
職員の給料等を減額
：職員の給料を平均4・2%、

市政ニュース編集業務の見直し
固定資産税の社会保険医等減免の廃止・減免措置を廃止する
地域情報誌「宮っ子」の見直し
敬老事業の見直し：介護保険制度の改正に合わせ、敬老事業のあり方を見直す
保育サービスのあり方
の見直し：市立保育所の民

事業・施策の見直し

目標額約27億円

第3次行財政改善の目標と財政収支試算表との比較

【財政収支試算表】平成17年2月試算・普通会計一般財源ベース(注1)
平成17年度当初予算での取り組みを反映しています (単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
歳入 A	103,646	101,016	100,951	100,920	406,533
歳出 B	108,417	108,321	107,192	111,207	435,137
歳入歳出差引 C(A-B)	4,771	7,305	6,241	10,287	28,604
財政基金等繰入金(注2) D	4,771	646	0	0	5,417
単年度収支 E(C+D)	0	6,659	6,241	10,287	23,187
実質収支(財源不足累計額)	0	6,659	12,900	23,187	

【第3次西宮市行財政改善実施計画の目標】 (単位:百万円)

第3次行財政改善実施計画の目標額	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
第3次行財政改善実施計画の目標額	2,989	4,457	5,431	6,280	19,157
上記試算表に含まれている取り組み等(注3)	2,723	2,944	3,116	3,579	12,362
今後の取り組み(注4) F	266	1,513	2,315	2,701	6,795
計画実施後の単年度収支 E+F	266	5,146	3,926	7,586	16,392
計画実施後の実質収支	266	4,880	8,806	16,392	

(注1)「普通会計」は、地方公共団体における地方公営事業以外の会計を一つにまとめたもので、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分
(注2)「財政基金等」は、年度間の財源の不均衡を調整する基金で、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するために設置している。財政基金、減債基金等がある
(注3) 財政収支試算表の対象外の特別会計、企業会計の取り組みも含む
(注4) Fは、平成17年度当初予算・上記試算表に反映していない取り組みで、今後取り組んでいく予定のもの

国民年金法改正のお知らせ

このたび国民年金法が改正され、次の内容が変更になりました。すでに年金を受給中の人は、届け出の翌月から年金額が改定されます。原則として届け出が必要になりますので、該当すると思われる人は、西宮社会保険事務所(0798・33・1285)または扶養者の勤務先の各社会保険事務所へご相談ください。

第3号被保険者の特例届け出

サラリーマンの妻など、厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者は、国民年金の「第3号被保険者」です。夫が転職した場合や第3号被保険者(妻)が就職して厚生年金に加入し、その後退職した場合は、新たに「第3号被保険者該当届け」の届け出が必要です。この届け出を忘れていた場合、これまで届け出があつたときから過去2年間しか遡及できず(認定されませんでした)このたび国民年金法が改正され、昭和61年4月以降に被扶養配偶者であった期間

障害基礎年金との併給調整の緩和

65歳までに手続きを

現在、障害のある人が65歳から受給する年金は、「老齢を支給事由とする年金」または「障害を支給事由とする年金」のいずれかを選択することになっていますが、国民年金法が改正され、平成18年4月から、

「障害基礎年金と老齢厚生(共済)年金との併給」が可能になります。また、遺族厚生(共済)年金も同じ扱いになり、障害基礎年金との併給が可能になります。↓下図参照。

なお、障害基礎年金の請求手続きは、原則として65歳までに行う必要があります。60歳から65歳未満の人に支給される「特別支給の老齢厚生(共済)年金」または「遺族厚生(共済)年金」の受給者で、障害基礎年金を請求していない65歳未満の人は、早急に西宮社会保険事務所(0798・33・1285)または市役所(0798・35・3124)へご相談ください。

老齢厚生年金(報酬比例部分)	障害厚生年金
老齢基礎年金	障害基礎年金
老齢厚生年金(報酬比例部分)	遺族厚生年金(報酬比例部分)
障害基礎年金	障害基礎年金

平成18年4月から可能になります

安全なまちづくりに貢献の5人へ「市民の警察官」賞贈呈

市は毎年、市内の警察署に勤務し、安全に住みよいまちづくりに活躍している警察官に、「西宮市民の警察官」賞を贈っています。今年、2月9日に、次の5人の皆さんへ山田市長から表彰額などを贈呈しました。

- ◆倉本幸起さん(西宮警察署) 警衛警護、災害対策業務に従事する一方、外
- ◆廣瀬簡賜さん(西宮警察署) 交通規制業務を担当し、道路交通の安全と円滑化を図る一方、交通安全教育等に積極的に従事し、市民の安全確保に貢献
- ◆西野正一さん(甲子園警察署) 自動車警ら班主任として初動活動を行い、数々の事件を検挙する一方、交通事故に対する指令を行い、市民の安全確保に貢献
- ◆佐藤弘さん(甲子園警察署) 交通規制業務を担当し、道路交通の円滑化を図る一方、年少者・高齢者への交通安全教育を推進し、市民の安全確保に貢献

9月30日~10月10日 平成18年

2006 のじぎく兵庫国体

西宮市の開催種目

- セーリング
- 新体操
- ボクシング
- スポーツ芸術
- 日本拳法
- ティールール

正式種目

公開競技

デモスボ行事

アクタ西宮ステーション 土・日曜、祝日に取り扱う 税務証明を追加

別表	新たに取り扱いする土・日曜、祝日の業務 3月5日以降の取り扱いになります
受付時間	午前9時~午後7時
固定資産課税台帳登録事項証明書(評価証明)の交付...現年度のみ(注)	
各種納税証明書の交付(未納分を当日納付された場合、その日に交付できません) 固定資産税・都市計画税(償却資産税を除く)...直近2年分(注) 軽自動車税...車検用。滞納が無いことの証明 市・県民税(法人市民税を除く)...直近2年分(注)	

(注)納税義務者(同居の親族、委任状持参者を含む。死亡者は除く)に交付。固定資産の証明は、当該年度の1月1日の名義人のみ